

【別紙 プロポーザル方式における審査項目及び評価基準】

項 目	主な評価の観点	配点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に同様の業務を請け負った経験があるか。</li> <li>・小中学生を対象とした事業に関わった経験があるか。</li> </ul>	5
指導実施におけるコーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の全体像が具体的に示されているか。</li> <li>・効果的で安全な指導計画となっているか。</li> <li>・統括責任者と指導者間の協力・連携など円滑な指導ができる方策がとられているか。</li> <li>・技術面だけでなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化に親しむ基礎を育むものとなっているか。</li> </ul>	15
指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定して運営できる人材の確保の方策がとられているか。</li> <li>・専門性のある人材を確保する方策がとられているか。</li> </ul>	10
指導の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者の質の向上のための人材育成に係る方策があるか。</li> <li>・雇用時の指導者の選任方法で、質の高い人材が確保できる方策がとられているか。</li> </ul>	15
指導における安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の安全管理のための方策が適切であるか。</li> <li>・指導者の安全管理に関する取組があるか。</li> </ul>	5
けが・事故等の緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けがや事故等の緊急時に適切に対応する方策がとられているか。</li> <li>・緊急時対応に関する研修機会を設けるなど、指導者が適切に対応できる方策がとられているか。</li> </ul>	10
法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護及び管理に関する対策がとられているか。</li> <li>・指導者一人一人が法令遵守する意識を高めるための方策がとられているか。</li> <li>・指導者の問題行為発生時の対策が適切にとれる体制となっているか。</li> </ul>	10
事業者の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容を確実に実行できる体制となっているか。</li> <li>・統括責任者の人選が適切か。</li> <li>・統括責任者が確保できる方策がとられているか。</li> </ul>	10
事業の持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的を理解しているか。</li> <li>・事業者の経営が安定しているか。</li> </ul>	5

保護者との連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との連絡が適切にできる方策がとられているか。</li> <li>・保護者からの問い合わせに対応できる体制や方策がとられているか。</li> <li>・保護者との信頼関係構築のための方策がとられているか。</li> </ul>	10
学校との連携・連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校との連携が適切にできる方策がとられているか。</li> <li>・学校施設や備品の管理・使用方法が適切か。</li> </ul>	5
合 計		100

### ○評価の方法

- 1 評価は、長久手市地域展開部活動運営業務委託プロポーザル選定委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価基準及び配点に基づいて評価を行う。
- 2 委員1名あたり100点満点、合計500点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案事業者に決定し、本業務の受託候補者とする。なお、各委員の採点の合計点で60点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案事業者を決定する。
- 3 各委員の採点の合計点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - (1) 審査項目中「指導実施におけるコーディネート」及び「指導の質の向上」の点数の合計が高い者を最優秀提案事業者とする。
  - (2) (1)も同点の場合は、審査項目中「指導者の確保」の点数が高い者を最優秀提案事業者とする。
  - (3) (2)も同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案事業者とする。
- 4 最低基準点以上の者がいなかった場合は、最優秀提案事業者の決定は行わない。